

令和 8 年度事業計画

I 基本方針

令和 8 年度の国の経済見通しについては、所得環境の改善が進む中で、令和 7 年 1 1 月 2 1 日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策」等各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、設備投資も増加するなど、引き続き、国内需要中心の経済成長となることが期待されています。

令和 8 年度の GDP 成長率は 1.3% 程度、名目で 3.4% 程度、消費者物価（総合）は 1.9% 程度の上昇率になると見込まれています。

ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要があります。

また、国の経済財政運営においては、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金状況が持続する「成長型経済」への転換を図るにあたり、将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」の考え方の下、経済財政運営を行うとしています。戦略的な財政出動により官民が力を合わせ「危機管理投資」と「成長投資」を進めて社会課題を解決し、「暮らしの安心・安全」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長力を引き上げ「強い経済」を実現していくとしています。

我が国の高齢化は、世界に類を見ないほどのスピードで進み「超高齢社会」となっており、今後もさらに高齢化が進展していくとしております。一昨年に見直された高齢社会対策大綱では「年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築」「一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築」及び「加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築」の 3 つの基本的な考え方が示されています。

現在、高齢社会をめぐる様々な変化は急速に進んでおり、これらの変化に伴う社会課題に適切に対処し、持続可能な経済社会を構築していくため、3 つの基本的な考え方に沿って、高齢社会対策を推進するとしています。

山形県の人口は、今年 1 月 1 日現在約 9 9 万 1 千人で、昨年 5 月に 1 0 0 万人を割り込み 9 0 万人台となっています。人口がピークであった昭和 2 5 年以降は減少傾向が続き、一時、昭和 4 9 年からは増加傾向となったものの、昭和 6 0 年以降横ばい状態となっています。その後、一時的に増加したものの平成 9 年以降は減少に転じ推移しています。

本町の令和7年4月1日現在の人口は18,979人（令和6年4月19,297人）、高齢者人口の推移としては、65歳以上が7,444人（令和6年4月7,529人）、人口に占める割合（高齢化率）は39.2%（令和6年4月39.0%）となっています。

シルバー人材センターは、高齢期を有意義にしかも健康に過ごすため、定年などで現役引退した方たちの、なんらかの形で働きたいとの希望に応じ「自主・自立、共働・共助」の理念の下に「一般雇用にはなじまないが、高年齢者がその経験と能力を生かしつつ、働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ていく機会を確保する」ことを目的としています。

本会は、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取り組みを強化していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の収束後、令和5年度より経常収益が増加に転じたものの、インボイス制度の導入が開始され、その影響はセンター事業の運営に大きな負担となっています。これらに対応していくためにフリーランス新法の施行に伴う、契約方法の見直しについて令和7年度中からの取り組みによる新年度からの移行に努めています。

一方、会員数の状況を見るとコロナ禍以降は、減少傾向が継続しています。県連合会中期計画にも、新たに会員数の純増目標も設定され、会員拡大は最重要課題として取り組んでいく必要があります。公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会が令和7年2月に策定した「新たな仲間づくり計画」にも掲げられた、目標達成に向けた取り組みでもある「女性会員の拡大」として、女性委員会の設置等を重点事項に掲げ推進します。

令和8年度においても、様々な課題等に対応しつつ、本会の取り組みを社会貢献、地域貢献につなげるとともに、町の施策等に応えるべく働く意欲のある高齢者就業の受け皿としての機能を十分に果たし、地域社会の課題解決の担い手として地域の負託に応えることができるよう、関係機関と緊密な連携を図りながら、より積極的な就労機会の開拓及び提供を図り、生涯現役社会の実現と地域活性化を目指し、会員及び役職員が一丸となって推進します。

Ⅱ 重点事項

1 会員の拡大のための対応

- (1) 町広報「しょうない」への広告掲載等により広くPRに努めるとともに、入会希望者に対する細部にわたる説明や就業希望の把握に努めます。また、センター会報「シルバー庄内」の全戸配布を継続します。
- (2) 新規会員確保の拡充とともに女性会員の拡大を図るため、女性委員会の設置による組織的な取り組みを進めます。
- (3) 山形県シルバー人材センター連合中期計画（令和 7～12 年度）に基づき、新規入会促進と退会抑制に取り組みます。
- (4) ホームページの活用による会員の活動実績や、会員互助会等の情報発信に努めるとともに、利用料金の情報も掲載するなど、事業計画や幅広い活動実績等の魅力発信に努め会員の拡大を図ります。

2 就業機会拡充のための対応

- (1) 安全就業及び事故防止に加え、就業率の向上を図るため設置した職群班とセンターの連携を密にし、就業の平準化並びに未就業会員の解消に努め、就業による業務効率の向上に努めます。
- (2) 町長並びに町議会議員とセンター役員との意見交換会を開催し、センター事業の理解と公共事業の確保を図ります。
- (3) センター事務局を起点に、センター役員等の協力により就業機会の開拓に努めます。加えて、発注者の動向や会員の就業ニーズの把握に努めます。
- (4) 利用者の情報の共有化を図るため、データベース化の構築を目指します。
- (5) 会員のワークシェアリングを推進するとともに、就業率の向上を目指します。
- (6) 町からの受託事業を積極的に取り組みます。施設清掃や環境整備業務等に加え、町広報「しょうない」、町議会だより、県民のあゆみ等の配布に取り組みます。さらには、各選挙が実施された場合、ポスター掲示板の設置・撤去に取り組みます。
- (7) 本町でも使用目的のない空き家の増加が予想されることから、防災、防犯、環境衛生に加え、景観上でも諸問題の発生が懸念されます。今後、地域の活性化にも支障をきたすこととなる空き家の管理業務等について、町への働きかけを行います。
- (8) 山形県シルバー人材センター連合会が主催する各種講習会に積極的に参加するよう努めます。さらに、連合会と連携した独自講習会等の開催を推進し

ます。

- (9) 「団体傷害保険」及び「熱中症見舞金制度」に加入し、入院又は通院加療を行った場合に対応します。さらに、事故に対応するため、「賠償責任保険」に加入します。
- (10) 日々の業務の効率化・省力化を実現するため、情報伝達（就業情報等）ツール「Smile to Smile」の幅広い利活用を検討し、会員に向けた情報発信を積極的に進めます。

3 安全・適正就業推進のための対応

- (1) 会員の適正な就業を確保するため、ガイドラインによる「請負・委任」又は「派遣」の就業形態を確保します。また、ガイドラインに沿った適正就業について、その実施把握に努めます。
- (2) 安全・適正就業委員会を開催するとともに、安全・適正就業委員による就業現場の巡回指導を実施します。
- (3) 安全・適正就業について、会員、役職員全てが個人そして組織全体の問題として捉え、事故の撲滅と受注及び就業形態の適正化を図ります。具体的には「安全・安心」のシルバー事業の一層の展開を図るため、強化月間を設け安全パトロールの実施等について積極的に取り組みます。
- (4) 安全就業に関する標語を募集し、入選作品をセンター会報「シルバー庄内」等に活用し、安全意欲の向上を推進します。
- (5) 山形県シルバー人材センター連合会が製作する新年度オリジナルカレンダー用の写真を募集します。
- (6) 事故防止を念頭に「そのヒヤリ 即改善で ゼロ災に」を合言葉として「安全は無理せず 焦らず 油断せず」の全国統一スローガンのもと意識啓発を図っていきます。
- (7) シルバー人材センターの適正就労ガイドラインに基づき、高齢者の適正な就業を確保するため、特に請負・委任に関し発注者からの指揮命令の有無など、就業形態に適応しない恐れのある就業については、山形県シルバー人材センター連合会と協調しながら、労働者派遣事業への対応に順次切り替えていきます。
- (8) 交通安全県民運動を推進し、特に交通安全教育の実施、高齢者の安全な通行の確保及び高齢運転者の交通事故防止に努めます。

4 組織・運営基盤の確立と事務局体制の整備充実

- (1) 事業、管理運営のコストを意識しながら最低賃金の動向を注視し、適正かつ公平な契約金（利用料金）の見直しを行います。さらに、経営感覚を持つ

た事業の再構築とともに運営の徹底を図ります。

- (2) 運営機能をより充実していくため、役員それぞれの具体的な担当を定め、責任分担を明確化し組織の強化を図ります。
- (3) 連合会等が主催する理事、監事の役員研修会並びに職員研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。
- (4) 役職員は、シルバー人材センター事業が高齢社会における高齢者の就業に係る施策として、国、県及び町の援助のもとに運営される公共性、公益性の高い事業であることを認識し、自己研鑽に励むとともに今後のシルバー人材センターの在り方等について議論を深めます。
- (5) 新契約方式への移行については、全ての発注者よりその趣旨を理解いただくとともに、本会運営基盤の強化のため積極的に進め、年度内での切り替えを目指します。

5 事務所移転の課題調整と推進

- (1) 移転に伴う課題や諸問題については、諸課題検討委員会を中心に可能な限り具体的な対策案等を示すなど、会員の不安等の払拭に努めます。
- (2) 移転に伴う各種費用（ランニング、イニシャルコスト）の試算とともに、事業、管理運営コストの把握に努めます。

6 ボランティア活動の推進

- (1) センターでは、地域社会の発展や活性化に貢献するため、就業以外の社会参加・社会貢献活動としてボランティア活動を推進します。